

各 位

弊社への厚生労働省による特別検査の実施について

弊社は、今月 29 日に、厚生労働省総務課介護保険指導室による介護保険法第 115 条の 33 第 1 項に基づく特別検査を受けました。検査の結果、厚生労働省より、弊社の本社による各施設への支援体制が不十分であったこと、各施設の事故等の情報が他の施設に共有されていなかったこと、および弊社の本社としてのリスクマネジメント体制が不十分であったこと等について指摘を受けております。

関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしており、改めて深くお詫び申し上げます。弊社としましては、弊社グループ一丸となって一刻も早い信頼回復に努める所存でございます。

弊社は、今回の厚生労働省による特別検査における指摘事項を真摯に受け止め、弊社グループ全体の問題意識を高め、業務管理体制の改善に鋭意取り組んで参ります。

弊社は、弊社グループのその他施設についても問題がないか現状の把握を徹底し、問題点を典型的に整理した上で、社外の専門家の意見も聞きながら、弊社グループにおいて横断的な改善策を構築し、徹底して実践して参ります。

今後も入居者様に安心して弊社グループの施設をご利用いただけるよう、弊社グループの力を結集し、業務管理体制の再構築に向けて全力を挙げる所存でおります。

2015 年 9 月 30 日

株式会社メッセージ
代表取締役社長 佐藤 俊雄